

傷病手当金について

業務外の病気やけがによる欠勤・休職期間は不就労のため、会社から給与・賞与が支払われませんが、業務外の病気やけがの療養のために働けない場合で、**傷病手当金の支給要件を満たした場合には、健康保険組合から傷病手当金が支給されます。**

(業務上、通勤途中の事故や災害による病気やけがは労災保険の扱いです。第三者行為に起因している場合には、原則、被害者から加害者へ請求となります。)

■傷病手当金の支給内容、請求手続きは以下のとおりです。

(1) 支給要件

- ① 原則、療養のため仕事を休んで給与等が貰えないとき
給与等が支給されてもその額が傷病手当金よりも少なければ、その差額が支給される場合があります。
- ② 続けて3日以上休んだとき
連続して休んだ最初の3日間(待期間)は支給されず、4日目から支給されます。
(初回の請求書に記入された請求期間の最初の連続して休んだ3日間が待期間となります。)

(2) 支給内容

- ① 支給される額は1日につき標準報酬日額*の3分の2相当額です。加えて傷病手当金付加金として、1日につき標準報酬日額*の20%に相当する額が支給されますので、あわせて約86%相当額となります。
なお、給与等が支給されている場合には、標準報酬日額*の約86%相当額と比較し、給与日額の方が少ない場合は差額が支給されます。(複数月分をまとめて支払われる通勤交通費や賞与などは、支給対象期間の給与日額に割り戻したうえで、標準報酬日額*の約86%相当額と比較されます。)
*標準報酬日額：傷病手当金の支給開始日が属する月以前の直近12ヶ月の標準報酬月額を平均し、30で割った額(加入期間が12ヵ月未満の場合は異なる)
- ② 支給される期間は支給開始日より支給された日を通算して1年6ヶ月間です(不支給となった期間は通算されません)。時効は労務不能であった日ごとにその翌日から2年です。

※ 傷病手当金と出産手当金を同時に受けられるときは、出産手当金が優先されます。ただし、出産手当金が支給される期間において出産手当金日額より傷病手当金日額の方が高い場合はその差額が傷病手当金として支給されます。
※ 同一傷病で障害厚生年金等を受けることになった(受けている)場合は、傷病手当金は不支給または障害厚生年金等日額が傷病手当金の日額より少ないときは差額支給されます。障害厚生年金等を受ける場合には、当健保組合までお申し出ください。
※ 傷病手当金と同一傷病で障害厚生年金等が受けられるようになった場合や傷病手当金支給後に支給期間を対象とした報酬(賞与等)の支払いが判明した場合には、傷病手当金が調整されることになる為、傷病手当金支給額の再計算を行います。再計算の結果、傷病手当金に過払があることを確認した場合には、支給済の傷病手当金をお返しいただきます。

(3) 請求方法

「傷病手当金・傷病手当金付加金請求書」を、当健保組合ホームページより印刷し、必要事項を記入の上、ご提出ください。

【提出先】

GIB:大槻事務所(専用の送付状が必要になり、以下の場所より印刷可能です。)

Gibraltar Web Portal > 給与厚生サービス > 給与厚生フォーラム > 社会保険サブメニュー

PGF・CLIS・協栄年金ホーム・PGI・三栄収納サービス・PGビジネスサービス・GIB 労働組合:各事業主の健康保険担当

※各事業主の健康保険担当一覧は右記 QR コードからご確認ください

※任意継続被保険者・資格喪失者は当健保組合へ直接郵送して下さい。

<https://www.gib-kenpo.or.jp/member/outline/office.html>



<請求書提出にあたっての注意点>

- ① 請求書の『被保険者が記入するところ』の記入箇所は、原則全て記入いただく必要があります。記入漏れや不備がある場合は、追加で書類を提出いただく場合があります。
※『事業主が証明・確認する欄』は、会社で証明しますので、記入不要です。
※当健保組合の資格取得日から傷病手当金を請求するまでの期間が短い方は、傷病手当金支給歴等の確認のため、追加で書類を提出いただく場合があります。
- ② 請求書の『医師が記載するところ』には医師による労務不能であった期間の証明をしていただく必要があります。記入漏れや誤りがないか提出前にご確認ください。
※『労務不能と認められた期間』については、未来日の証明は認められません。
例えば3/16時点で3/1~3/31までの証明は認められません。
- ③ 請求期間については、原則1ヶ月単位（1日~末日）で請求してください。
※請求書の提出後、事業主の健康保険担当より請求期間にかかる報酬明細と出勤簿が添付され、当健保組合に届きます。請求期間を月の途中の日までとして請求書を提出された場合には、その月の報酬明細が揃ってから当健保組合に請求書が届く為、時間がかかることがあります。請求期間を1日~末日の月単位で請求されることで、請求時には原則、報酬明細等が揃い、10日~2週間程度で当健保組合に届きます。
- ④ **当健保組合に請求書が到着した後に不備等を確認した場合は、追加で書類のご提出をお願いする場合があります。**
- ⑤ **支給可否決定はご提出された傷病手当金請求書類を確認したうえでを行います。**

(4) 支給日

原則、毎月5日・15日・25日が支給日です。なお、非営業日の場合は前営業日です。

(各支給日締日：各支給日の8営業日前 ※不備なく書類が当健保組合に到着したものに限り)

請求書が締日を過ぎてから当健保組合に到着した場合や当健保組合での審査状況等によっては、次の支給日となりますのでご了承ください。また、初回の請求については、傷病手当金支給歴の照会等、審査に時間を必要としますので、締日までに送付されたとしても次回以降の支給日となる場合があります。

※年末年始やゴールデンウィーク等の連休により営業日数が少なくなる場合は支給日や締日が上記と異なることがあります。

<支給が遅くなる一例>

固定給が支払われている方の場合、有給休暇・傷病休暇等すべて消化され、出勤簿上、欠勤表記がスタートとなりますと、原則翌月の給与に欠勤されたことによる欠勤控除が反映されます。その為、欠勤された月ではなく、その翌月の「欠勤控除を反映させた報酬明細」を添付した傷病手当金請求書が当健保組合に到着するため、支給が遅くなります。

(例：1/1~1/14まで有休、1/15~1/31まで欠勤の場合、2月の給与で1/15~1/31分の欠勤控除額が確定となるので、「当該欠勤控除額を反映させた報酬明細」を添付した傷病手当金請求書の提出は、3月上旬頃に当健保組合へ到着するため、支給が遅くなります。)

なお、支給処理に関する照会は、直接、当健保組合（03-5954-7191）に連絡してください。

傷病手当金の支給決定通知は、請求書記載の住所宛に送付されます。

■傷病手当金制度の詳細は、ジブラルタ健康保険組合のHP (<https://gib-kenpo.or.jp>)

「健保の給付」→「病気で仕事を休んだとき」をご確認ください。